

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の免除申請

7月1日より、令和4年度国民年金保険料免除申請の受付が始まりました。

国民年金保険料の納付が難しい場合、前年所得に応じて保険料の全額または一部の額を免除することができます。

免除を受けるための条件は？

次のいずれかの条件に当てはまる場合、免除を受けることができます。

- ◇ 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定水準額よりも下回っていた場合
- ◇ 失業により保険料を納めることが困難な場合

申請方法は？

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を町民課年金係、または年金事務所へ提出します。

申請書は、役場町民課、吉岡支所、函館年金事務所にありますので、申請される場合は窓口にお越しください。

なお、前年に全額免除の承認を受けた方が、引き続き全額免除を希望される場合、申請が不要となります。（ただし、失業を理由とした特例による免除承認を除きます。）

負担額は？

| | 全額 | 4分の3 | 半額 | 4分の1 |
|-------|----|--------|--------|---------|
| 本人負担額 | 0円 | 4,150円 | 8,300円 | 12,440円 |

学生の場合は？

前年所得が基準以下の場合、納付猶予制度があります。

◇申請方法

「国民年金保険料学生納付特例申請書」を町民課年金係または年金事務所へ提出してください。申請時には**学生であることが証明できるもの**（学生証・在学証明書）が必要です。

特例の免除申請制度もあります！

離職し所得が低下したことにより納付が難しい方は、特例で免除申請できます。離職票や雇用保険の受給者証など、**離職したことが分かるもの**をご持参のうえ、町民課年金係、または年金事務所へお越しください。

注 目 !! 令和4年5月から国民年金の手続きが電子申請できる !!

電子申請が可能になった手続き：①国民年金保険料 免除・納付猶予の申請

②国民年金保険料 学生納付特例の申請

③国民年金 第1号被保険者加入の届出（厚生年金からの変更など）

電子申請のメリット その1：24時間365日、いつでも申請ができる！

その2：スマートフォンでどこでも申請可能！！

その3：処理状況、申請結果が確認できる！

上記の手続きには、「マイナンバーカード」と「マイナポータルの利用登録」が必要です。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎47-4681

☎0138-56-1165